

保適証サービス、OBD 検査システムを ご利用中の指定整備事業者の皆様へ

保適証サービス（電子保安基準適合証システム）に登録されている事業場で、次の内容に変更が生じる場合は、運輸支局に届け出る変更届とは別に「保適証サービス【変更】申込書」を整備振興会に提出して下さい。自らシステム内での変更・修正は行わず、必ず変更申込書を変更の2週間前までにご提出ください。又、OBD検査システム内の各情報や管理責任者、検査員等も変更が必要です。

保適証サービス【変更】

- ・事業者の氏名または名称
- ・事業者の住所
- ・拠点管理担当者部署名・氏名
- ・事業場の名称
- ・事業場所在地
- ・事業場管理責任者 ※
- ・口座情報の変更
- ・事業場情報の削除

※新規申込の際、拠点管理機能使用「有」を選択した場合事業場管理責任者については拠点管理担当者による編集が可能であり、書類の提出は不要です。

「保適証サービス【変更】申込書」

OBD 管理システム【変更】

- ・事業場の名称
- ・事業場所在地
- ・統括管理責任者変更 (OBD)
- ・管理責任者変更(OBD)
- ・検査員、工員の変更
- ・グループ内の拠点削除
- ・グループ内の拠点追加
- ・メールアドレス
- ・事業場の電話番号

OBD 管理システム

「保適証サービス【変更】申込書」用紙は、整備振興会の窓口準備しております。その他ご不明な点がございましたら業務一課までお問い合わせください。

TEL 0952-30-8181